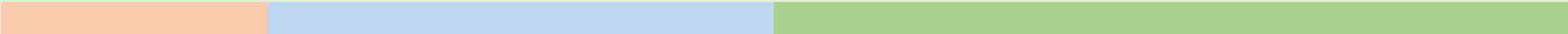


基本法改正は食料安保をめぐる現場での 課題にどう応えようとしているのか



東京大学名誉教授
谷口 信和

I 2024年改正基本法における食料安全保障

1. 食料安全保障問題に終始した改正基本法 ⇒ 農業・農村についてはほぼ現行法踏襲

にもかかわらず、不十分な食料安保対応

第1章 総則(第1~16条)

第2条 食料安全保障の確保(基本理念に関わる)

- ①良質な食料への国民1人1人のアクセス(2-1)
- ②食料の合理的な価格での安定的供給(2-1)
- ③国内生産増大・安定的な輸入と備蓄の確保(2-2)
- ④海外への輸出を通じた食料供給能力の維持(2-4)
- ⑤合理的な価格形成は需給事情・品質評価を適切に反映し、合理的な費用を考慮すべし(2-5)

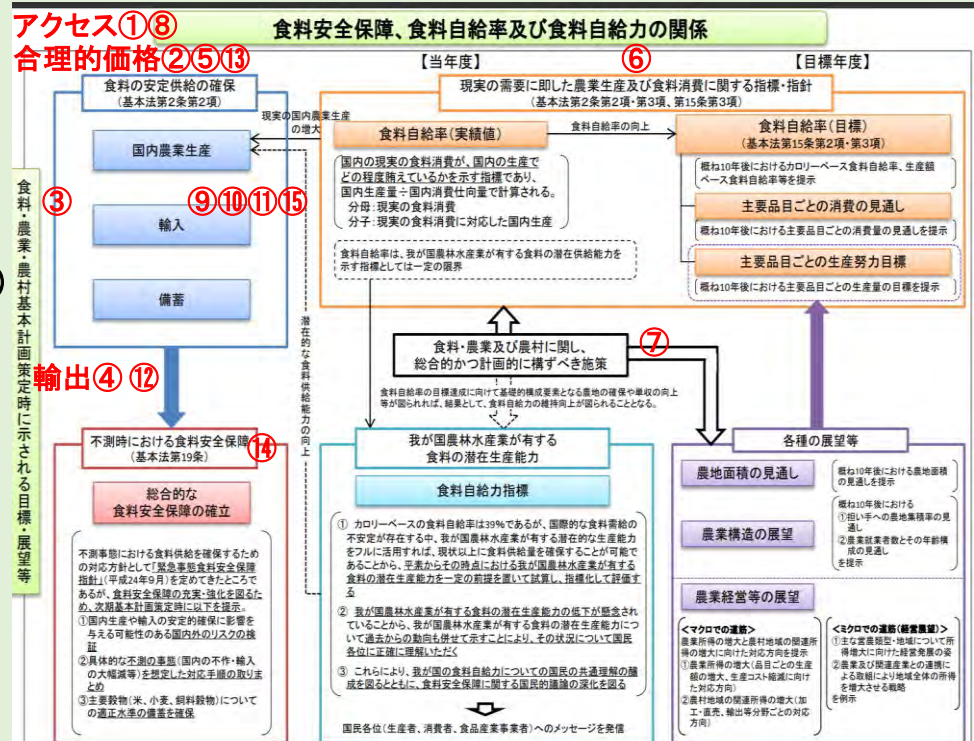
第2章 基本的施策(第17~25条)

第1節 基本計画 第17条

- ⑥食料安保の動向に関する基本計画策定(17-2-2)
- ⑦食料自給率の向上その他の食料安保の確保に関する改善(17-3)

第2節 食料安全保障

- ⑧食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保促進・食料の寄付の円滑化を図る(第19条)
- ⑨農産物の安定的な輸入確保のため、輸入相手国の多様化、相手国への投資促進を図る(21-1)
- ⑩輸入により国内農産物生産に重大な支障を与える場合、関税率調整・輸入制限等を実施する(21-2)
- ⑪肥料等の農業資材の安定的な輸入確保のため、輸入相手国の多様化、相手国への投資促進を図る(21-3)
- ⑫農業者・食品産業事業者の収益性向上のため農産物輸出促進の多様な取り組みを実施する(第22条)
- ⑬食料の価格形成における食料の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮(第23条)
- ⑭凶作・輸入の減少等の不測の事態が発生する恐れが認められたときから、備蓄する食料の供給・食料輸入の拡大等を図る。食料増産・流通制限等の措置を講ずる(24-1, 2)
- ⑮農産物・農業資材の安定的な輸入の確保に資する国際協力を推進する(第25条)



I 2024年改正基本法における食料安全保障

2. 全体的な特徴

①二本立ての食料安全保障確保法

: **基本法** = 平時と不測時にまたがる食料安全保障(**前進面**)

食料供給確保困難事態対策法 = 不測時への対応を不測時の発生認知段階から開始する
基本法における平時の食料安全保障の位置づけがむしろ低下した(**重大な後退面**)

②国民一人一人の食料へのアクセスを、良質な食料と合理的な価格での供給と定義した

: 貧富の格差拡大下で食料アクセスを提起したことは重要(**前進面**)

⇨ 前提条件としての食料自給率向上が後景に退いた(**重大な後退面**)

適正な価格形成に生産者も消費者も期待したが、合理的な価格形成(**現行法に回帰**)に落ち着いた(**定義不明瞭・アリバイ的対応・実現困難**)

③輸出による食料供給能力の維持を通じて食料安保を達成するという**倒錯的**な政策方向の強調

④**国内生産と備蓄**に関しては新機軸はもちろん、**新たな提案もなく**、従来の文言の踏襲・継続

: 国民的な運動の視点が欠如し、**農業者・食品産業事業者の対応に傾斜した食料安保政策**

⑤食料の供給の各段階において**環境に負荷を与える側面が重視**され、負荷低減による環境との調和が著しく強調されている(農業の外部不経済の強調と外部経済のトーンダウン+**食料自給率向上**が食料安全保障を担保するだけでなく、**CO2削減に貢献する側面の無視**)(**地産地消**)

⑥ **グローバルサプライチェーン**を代替する**地産地消**を軸とした**地域循環型農業・経済へのシフト**の視点が欠如⇒ **自給率向上・地産地消・耕畜連携・CO2削減・耕作放棄地活用・多様な担い手**

Ⅱ 改正基本法における「適正な価格形成」の行方？

②、⑤、⑬第2条第1項、第5項、第23条(②などはスライド2に対応している)

基本法改正に大きな期待がかかった「価格転嫁」や「適正な価格形成」だが・・・

⇒ この文言は改正法にはどこにもない

改正法

第2条第5項：食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ・・・農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

第23条：国は、食料の価格の形成に当り・・・食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう・・・合理的な費用の明確化の促進・・・

第39条：国は、農産物の価格の形成について・・・需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう

改正案では「適正な価格の形成」ではなく、現行法と同様の「合理的な価格の形成」が用いられている

現行法(農産物の価格の形成と経営の安定)

第2条：良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されねばならない

第30条：国は・・・農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう

⇒ この含意は農産物価格は市場原理に基づいて決定されるべきであり、合理的に説明可能な価格(国民の理解と納得が得られる水準の価格＝合理的な価格)であって、農業所得確保をめざすような価格政策を排除することを宣言したものだということである

Ⅱ 改正基本法における「適正な価格形成」の行方？

ポイント

- (1)「適正な価格形成」という言葉は「適正な価格」の形成と理解されているが、これは誤解であるという。
- (2)農水省の担当者によると、正確な解釈は「農産物・食料の価格」の「適正な形成」であり、「合理的な費用」を明確化することにより、「農産物・食料」の「合理的な価格が形成」されるというものである。合理的に説明可能な「費用・価格」ということになる。
- (3)「適正な価格」には「農業者の所得が補償される価格」という含意があるが、「合理的な価格」にはそれがない。

筆者の意見

- (1)消費者がアクセスできる食料価格(所得水準に依存する)と農業者の再生産保障価格(所得補償価格)は一致する保証はない。
- (2)食料価格と農業資材価格の高騰は市場価格と所得水準との見合いで緊急的な対応が求められるべきものである。
- (3)農業生産者の所得確保は第一義的には価格＝消費者負担ではなく、財政支出に基づく直接支払いによって行われるべき(WTO体制が到達した高み)。
- (4)日本の場合、多面的機能支払い(直接支払い)が農業者の所得として認識されていないのは、条件不利地域政策(中山間地域直接支払)の不完全性に問題がある。

Ⅲ 改正基本法の致命的な欠陥

1. 食料自給率向上と積極的な備蓄論を欠いた食料安全保障論
2. 地産地消と耕畜連携の位置づけがない農業の持続的な発展
3. 1と2を支える「農業の多様な担い手」と耕作放棄地復旧・農地確保

(1) 多様な農業者の位置づけは

第26条第1項: 効率的かつ安定的な農業経営を育成し...

第2項: 効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるよう...

第27条 専ら農業を営む者等による農業経営の展開

第28条 農地の確保及び有効利用にあたっては効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を図る...

多様な農業者は農業生産を行うことによって農地の確保に貢献する限りでの役割の評価でしかなく、食料安全保障における位置づけが与えられてはいない。にもかかわらず、食料供給困難事態対策法案では政策対象とされているチグハグさ。

(2) 選別的な担い手政策に変更がないという当局者の説明と法案のズレ

IV 報告の位置づけ

生活クラブと産直における適正価格 2011年 加藤論文
東京農大・農村研究

14 農村経済研究 第29巻第1号 2011年

【招待講演】

生活クラブと庄内地方との産直提携の到達点

— 消費の生産への関わり方の一つの事例 —

加藤好一
(生活クラブ生協連合会会長)

1. 生活クラブの紹介

生活クラブは1965年に誕生しました。生協になったのは1968年です。首都圏を中心に北海道から関西地方にかけて、生活クラブを名乗る生協が全国に32あり、グループ全体の組合員数は355,000人ほどいます。2009年度の供給高は年間730億円ですが、重要な数字は組合員の平均月利用高です。リーマンショック後の利用低迷は著しく昨年度の実績は23,000円を切ってしまいました。ちなみに日本の生協の平均は12,000円ほどです。

生活クラブでは米や畜産物を主要品目と位置づけていますが、他生協と違うのはその「主要品目」(後述)に対する組合員の共感だと思えます。これを維持するパラメーターが組合員によるこの「主要品目」の利用実態です。

山形県の庄内地方は生活クラブの食料基地とも言える提携関係にあり、遊佐町の米と平田牧場の豚肉はこの「主要品目」を代表しています。遊佐町とは1971年に出会い翌年から本格的な米の提携が始まりました。平田牧場とは1974年からの付き合いです。昨年この平田牧場との出会いが「カンブリア宮殿」というテレビ番組で取り上げられて反響を呼びました。

共同購入の基本理念は、「消費材」(生活クラブでは「商品」とは言わない)を生産者と共に「つくる」ことにあると考えています。安心・安全を調達するのではなく、生産者と共につくつという姿勢を大切にしたいと考えてきました。こういう姿勢にこだわり続けた結果、生活クラブで取り扱っている材の90%超はオリジナル品、いわゆるプライベート・ブランド(PB)になっています。

生活クラブの共同購入の大きな特徴は「主要品目」にこだわることです。主要品目は牛乳、米、鶏卵、豚肉、牛肉、鶏肉、青果物の総称です。つまり加工食品ではない素材です。国内生産、食生活において占める位置の重要性から、これらの品目を重視しています。現在これらの品目が全体の供給高に占めるシェアは45%ほどになっています。

これを「素性の確かなものを適正な価格で」食べるという基本原則のもとに産直提携します。「素性」と裏腹の「情報公開」、そして「適正価格」は特に大切にしている基本的な価値です。これらを組合員自らが理解し判断する活動の中で、「消費者」が生活クラブの「組合員」になっていく。その際「購買力の結集」ということが重要になるわけです。発言には利用の具体的な裏づけが必要で、「購買力の結集」があってこそ産直提携です。その結果、飼料用米も含めて、提携関係が面的・複合的になっていくわけです。

こうした生活クラブが取り扱う消費材の要件としてつぎの6点を重視しています。①使用価値の追求、②生産者の再生産を保障する適正価格、③原材料・生産工程・流通・廃棄の全体の情報公開、④生活に有用、身体に安全、環境に健全、⑤生産者と消費者の対等互恵と相互理解・連帯、⑥国内自給と自然環境の追求(奪わない・奪われない持続的な生産と消費)。こういうこだわりの結果、生産者と共につくった材を「商品」とは言いたくなくなり、「消費材」という造語をつくりました。

2. 遊佐町との産直提携の経過

遊佐町とは1972年から本格的な提携関係にあ

学校給食だけでなく子ども食堂も
JA常陸 秋山組合長

11日(木曜日) ワイド2 首都 (10)

子ども食堂 13日オープン

茨城・常陸 JA 3月下旬にプレオープンし、ボランティヤ約15人が鶏の唐揚げ、地元野菜を使ったコンソメスープ、サラダ、ゼリーなど4品目を提供した。親子連れや地域の子どもの約50人が集まり、食事をしながら交流を深めた。JAは2019年12月、組合員らが交流する場を設けようと、旧瓜連Aコープ店舗を改修してレインボーサロンを開いた。そは打ちやカレー作りなどの体験教室を月1回ほどのペースで開き、好評を得てきた。

子ども食堂の開設は「地域に密着するJAが子ども食堂を手がけることで、減少対策の一つとして貢献できないか」と考え、JA共済の地域貢献活動の支援を受けて実現した。

JAの秋山豊組合長は「子ども食堂の維持には、地域のボランティヤも含め多くの人の協力が必要不可欠だ。今後も地域交流の拠点として取り組みを成功させ、継続していきたい」と意気込みを語った。

今後は月1回のペースでの開催を見込み、交流サイト(SNS)を活用したPR活動にも力を入れていく。

「スワン食堂」で食事を味わい交流を深める家族(茨城県那珂那市)



コウノトリが甦った豊岡市の壮大な物語
JAたじま 西谷常務

